

公 示 送 達 書

下記に記載しました者の書類は送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、公示送達するため公告します。なお、書類は藤岡市役所市民部納税相談課に保管しておりますので、受領してください。

令和 8 年 7 月 9 日

藤岡市長 新 井 雅 博

記

	氏 名	種 別	税 目
1	遠藤勇太	督促状	令和 7 年度市県民税（特別徴収） 3 月・4 月
2	以下余白		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※ 本日から起算して 7 日を経過した日に書類送達の効力が発生します。